

第5章 コンピュータなどによる選挙運動

第1節 背景

シンガポールが豊かになるにつれ、アジアで最高のインターネットの普及率48%を有することができるようになった。少数の国民がインターネットにアクセスしていた1997年に行われた総選挙とは異なり、2001年には、様相は大きく様変わりしていた。

インターネットは、(従来の通信手段と比べて)はるかに安く、多くの人に情報を伝達できるという点で相当に有用なメディアである。

そこで、議会は、実態に基づいた、責任あるインターネット使用の選挙運動を認める必要性があると早くから認識していた。とは言っても、政党及び政治関係のサイトには、一定のルールによる縛りがいることも確かである。

多くのシンガポール国民が自分用の携帯電話を所有している。個人的にショートメッセージサービスを通じて友人や家族と素早く情報のやり取りをしている。

最近、シンガポールの民間企業の中にはショートメッセージサービスを活用して現在の又は将来の膨大な顧客層に情報を伝達するものも現れている。

従って、議会議員選挙法の改正法の対象にショートメッセージサービスが含まれていても、驚くにはあたらない。

議会議員選挙法の改正法は、一定の規制と政府が定めるガイドラインに基づいて、政党はインターネットによる選挙運動、ショートメッセージサービスによる支持の勧誘ができることと規定する。

その法律により、認められる行為と認められない行為は次のとおりである。

認められる行為

- ・ 候補者の写真又は肖像
- ・ 政党の歴史、候補者の伝記と声明
- ・ e-mailによる政党又は候補者の宣伝、相手政党又は候補者への反論
- ・ 政党の広報
- ・ 政党员、ボランティア又は選挙運動員への呼びかけ
- ・ 集会や選挙区訪問のお知らせ
- ・ チャットルームと討論フォーラム(後述)
- ・ 選挙の宣伝を含まない又は許可された様式による選挙の宣伝に限ったハイパーテキストのサイトへの連結

認められない行為

- ・ 選挙運動期間中の選挙結果予測
- ・ 選挙資金の募金の呼びかけ
- ・ 許可されない選挙宣伝を求めてサイトを訪問するように誘うこと

チャットルームと討論フォーラム

政党は、選挙運動期間中チャットルームと討論フォーラムの責任者を指名し、すべてのメッセージの記録を保管しなければならない。責任者は全力を挙げて、メッセージが法に適合するようになるように努めるとともに、公共の利益、公共の秩序、国民の調和に反すると選挙管理官がみなすメッセージ又は品位に欠けるメッセージを消去しなければならない。

第2節 影響

1 ウェブサイト

シンガポールに関係する政治的事項を伝達、宣伝、議論するプログラムを供給し、又は関係するウェブサイトは、海外から提供される政治のウェブサイトを含めて、クラス別免許スキームに基づき、シンガポール報道局に登録しなければならない。

これらのウェブサイトは、新しい法律に従わなければならない。ということは、選挙運動期間中は政治的なキャンペーンが制限されるということである。法律は、政党に属するウェブサイトと政党に属さない政治的ウェブサイトとを明確に区別している。^(注10)

外国のウェブサイトは政治的ウェブサイトとしてシンガポールで登録する必要はないが、政府は、検閲の対象を拡大することによって、ポルノのウェブサイトをコンピュータの画面から締め出しているのと同様の手段でブロックする（防ぐ）ことができる。

ウェブサイトを規制する1996年の規則に基づき、インターネットサービスの供給業者は、代理のサーバを通してインターネットの往来をチェックしなければならない。現時点で約100のポルノのサイトがこれに引っかかってブロックされている。

2 ショートメッセージサービスとイーメール(SMS and e-mails)

新しい法律は、ショートメッセージサービスによって送られるメッセージも対象としている。というのは、法律に規定する「公にする(publish)」とは、「無線技術(wireless technology)」による情報の伝達を含むからである。

ちなみに、新法は、「公にする(publish)」とは、「形態や手段の如何にかかわらず、無線技術(wireless technology)やその他の手段による報道及び一般にインターネットとして知られている方法による情報の伝達を含み、一般大衆又はその一部の利用に供する」と定義されているからである。

それゆえに、この定義によれば、ショートメッセージサービスによって選挙結果を連絡しようとした者も、法に抵触することとなる。

選挙運動期間中、選挙の宣伝を含むメッセージを e-mail 又はショートメッセージサーヴ

^(注10) シンク・センター（政治的シンク・タンクで活動家グループ）は、この新しい法律に抗議するために、ウェブサイトの討論グループのオンラインを閉鎖した。

センター自身メッセージを調査する気はなかったし、余りにも多くのメッセージが未検閲のままであったので、もし検閲するとすれば、膨大な時間を要するであろうし、もしそんなことをすれば表現の自由にも反するであろうと考えたからである。

イスによって伝達しようとする政党、候補者又は選挙代理人は、メッセージの伝達者が誰であり、誰のために伝達しようとしているのかを明らかにしなければならない。

e-mail は、いわゆる「連鎖の手紙 (chain-mail)」のお願い (情報の受け手が順に次の者に情報の伝達を明示的又は暗示的に依頼していく手法) を含むことができない。

逆に、受け手からの要求があるからといって要求に基づく逆向きの連鎖の手紙を、政党、候補者又は選挙代理人が 이메일 で送達することも禁じられている。

3 選挙宣伝

選挙宣伝とは、政党若しくは候補者の選挙の当選を意図し、又は政党若しくは候補者の立場を強化すると、合理的にみなしうる手段をいうと定義されている。明示的に政党又は候補者の名前を述べていなくても、宣伝の手段とみなされる場合がある。

印刷物であれ、インターネットであれ、また、仮に印刷者、発行人又は受益者が特定されていなくても、選挙宣伝を公にしたとして法律に抵触する場合がある。

議会で議決された新法に基づき、選挙運動期間中は、選挙宣伝と解釈されるものはすべて政党以外の政治的ウェブサイトから消去しなければならなくなった。

政党のウェブサイトは、選挙運動期間中に発行人、名宛人及び発行の指導者の名前を明示することを前提に政治宣伝を行うことが認められている。

以上の規定に違反した者には、1,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の禁錮のいずれか又は併科に処せられる。

投票日には、政党及び候補者は、ウェブサイト又は他のメディアを通じて新たな選挙宣伝を送ることは認められない。これは、投票日には選挙運動が認められないという現行の規定と軌を一にするものである。

4 事前の選挙結果予測の発表の禁止

新法は、また、選挙結果が公式に発表される前の、投票日当日の出口調査の結果発表及び選挙告示日から投票日までの間の事前の選挙結果予測の発表を禁止した。

この規定に違反した者には、1,000 ドル以下の罰金若しくは 12 月以下の禁錮のいずれか又は併科に処せられる。この禁止規定はすべてのメディアに適用される。

この選挙期間中の事前の選挙結果予測の発表を禁止する動きは何もシンガポールだけのものではないが、シンガポール政府は明らかに 2000 年のアメリカ大統領選挙の混迷した事態を念頭に置いていた。アメリカの大統領選挙は、そうした出口調査の結果が如何に国民を間違った方向に導くかの格好の事例である。というのも、大メディアの出口調査による早期の突出した選挙結果の予測が間違っており、それが選挙結果に影響を及ぼす恐れがあったからである。

事前の選挙結果予測も、また、「賭博師の精神 (gamblers' mentality)」を助長するだけの結果になるかもしれない。というのも、有権者が選挙結果のみに心を奪われ、より重

要な問題から関心をそらしたり、全体としての選挙手続きを軽く扱うようになるかもしれないからである。

それで、政府はこうした事態が起こらないように、予防的な措置をとることとしたのである。インターネットはオンラインでの事前の選挙投票の予測が非常にやり易いメディアでもある。従って、適切な規制がなければ、混乱した結果をしばしばもたらす恐れがあるからである。

第3節 論議—自由化又は規制

インターネット上の政治キャンペーンに関する新しいルールは、啓発の動きでもあるし、また一方では、抑制の動きでもあるとして捉えられている。

候補者のプロフィールを消去するように要請された野党もあった 1997 年の総選挙と比較して、今回はそうした情報をインターネットで送信することが認められるようになった。

この点に焦点をあてれば、積極的な第1歩を踏み出したと評価すべきであろう。

これは、また、シンガポール政府のメディアと検閲に対する緩やかな自由化の動きと軌を一にするものであり、この分野での先進国の仲間入りを果たそうとするものでもある。

しかしながら、法律が「選挙宣伝」という用語を広義に定義したので、政治的見解を含む e-mail を他人に送信することが許されるのかどうかも曖昧になってしまった。

法律は、「選挙宣伝」とは、政党若しくは候補者の選挙の当選を意図し、又は政党若しくは候補者の立場を強化すると、合理的にみなしうる手段をいうと定義している。

当該規定は、政治的見解に関する個人間の e-mail のやり取り、インターネットと通常いわれる手段による非営業的なものには適用しないと規定しているので、個人間の e-mail のやり取りは除外されているとみなされる。

しかしながら、個人の政治的見解の大衆への伝達の可能性は常に存在するので、依然として曖昧さは残る。

これについては、今後のより進んだ研究が必要となろう。

というのも、この法律は、大衆へ伝達できるウェブサイトを規制することを意図したもので、個人間のプライベートな e-mail のやり取りを規制する意図はないのだが、連鎖手紙 (chain-mail) を使って、この規定の網をすり抜けようとする不心得者が出てくる可能性が常にあるからである。

第6章 複数選挙区での立候補禁止

新しい法律により、候補者は複数の選挙区で立候補することが認められなくなった。実際には、従前から複数の選挙区に立候補した政治家は1人もいなかったのだが、憲法第47条が、複数の選挙区で議席を得た場合には、1つの選挙区だけを代表する議員となり、他の選挙区を代表する議員にはなれないと規定していたので、法的には複数の選挙区で立候補することが可能であった。

議会に複数選挙区での立候補禁止の法律が上程された際、野党議員チャム・シートンは異議を唱えた。

グループ選挙区又は1人区で複数の議席を得た候補者がいた場合、彼又は彼女のグループ選挙区の仲間又は政党のメンバーをもう一方の選挙区の議員にすることができるからというのが、その理由であった。^(注11)

彼は実例でこの点を強調した。すなわち、1999年、ワンポア（今回の選挙では、他の選挙区に吸収されて消滅）を選挙区とする与党 PAP の当時の議員が、詐欺の容疑で逮捕されて議員を辞職した際に、PAP の党員を後釜にすえようとした実績があるからというのである。

^(注11)大臣として、又は各種行事の主賓としてマスコミに登場する機会に恵まれている与党 PAP の議員に比べ、野党議員は知名度で劣るので、数少ない現職議員や有名な候補者を複数選挙区で立候補させた方が有利との判断からの反対意見

第7章 多くの無投票当選

第1節 背景

無投票当選という現象は、シンガポールの政治の世界においては、確かに目新しいものではないが、2001年の総選挙では過去最高の無投票当選者の数を記録したという点が重要なポイントである。(附表2参照)

このように多くの無投票当選により、選挙区の境界変更や良質な住宅を求めての転居などで結果的に投票が行われる選挙区へ移動するケースはあるとはいうものの、21歳以上で選挙権を有するにもかかわらず、1度も投票した経験がないという多くのシンガポール国民がいる。

1997年の総選挙を例にとってみれば、約60%の有権者が、無投票で議席が確定するのをながめ、投票日当日には投票所に行く必要がなかった。(義務投票制なので、投票が行われれば、投票所に行かなければならない)

無投票当選がシンガポールの政治の常態となり、多くのシンガポール国民にとって選挙が徐々に重大事ではなくなって (non-events) 来ているように思われる。

2001年の総選挙では、84議席中わずか29議席が争われたに過ぎず、実際に有権者の33%が投票できただけであった。

この無投票当選が多い理由として、野党の弱さと野党間の分裂が巷間とりざたされているが、シンガポールの政治で無投票当選が支配的となっている構造的要因 (structural features) を吟味することの方が重要である。

1 「スーパー」グループ選挙区の存在^(注12)

—4名のグループ選挙区を消滅させる動き

グループ選挙区は、マレー系、インド系又はその他の少数民族から議員が選出されるようにグループ単位 (その中に少なくとも1名、マレー系、インド系又はその他の少数民族の候補者を入れる) で選挙を行うことを目的に導入された。

2001年の総選挙までは、4名から6名までのグループ選挙区で選挙が行われ、その中に少なくとも1名、マレー系、インド系又はその他の少数民族の候補者が入っていた。しかるに、2001年の選挙区の区割りの見直しに伴い、4名のグループ選挙区は廃止され、5名と6名のグループ選挙区のみとなった。^(注13)

グループ選挙区が導入された1988年に較べて、「スーパー」グループ選挙区が増えたことによって、資金の乏しい野党が少数民族を含むチームを立ち上げ、より広い選挙区で

(注12) 「スーパー」グループ選挙区とは、当初の4名のグループ選挙区に代わる5名又は6名のグループ選挙区をいう。

(注13) 選挙区の区割りは、総選挙の前に首相から指名された数名の公務員で構成される特別委員会で論議される。特別委員会は、最新の選挙人名簿の有権者数をベースに、現行の選挙区の区割りについて検討し、新たな選挙区の区割りやグループ選挙区の数、1人区の数等を答申する。

選挙運動を展開することがますます困難となっている。

かてて加えて、(前述したように) 供託金の額が 13, 000 ドルに引き上げられたのも、野党の選挙参加を困難にしている。

野党としては、1 人区に重点を絞り込む傾向になる。少なくとも 5 名の候補者を勢ぞろいして選挙を戦わなければならないグループ選挙区よりは、1 人区の方が個人的な絆によって勝つチャンスが多いからである。

2 補欠選挙戦略 (By-election Strategy)

選挙の告示日に、(無投票当選で) 与党に引き続き政権が担当できるのに十分な議席を獲得させるというのが、野党の「戦略」である。

与党 PAP が引き続き政権を担当することが確定するので、シンガポール国民が安心して(政権の枠組みを気にせずにより自由に) 野党を議会に送り出す選択をしやすくなるからである。(注14)

③選挙区の線引き

シンガポールでは、選挙区の線引きが変更されるのはいつものことで、総選挙の前に設置される特別委員会によって決定される。(注15)

それで、野党にとっては、特定の地域で支持者を養成しておくことが困難になる。

さらに、選挙の間近にその答申が発表されるので、野党の選挙の地盤作りがますます困難となる。「スーパー」グループ選挙区や地盤が変わって慣れない選挙区で戦うよりは、手馴れた選挙区で戦うことを野党が好むのも、多くの無投票当選が生じる 1 つの理由となっている。

今回の選挙区の区割りの下、1997 年の総選挙の際には激しい接戦が行われたチャンセングループ選挙区がシンガポールの政治地図から姿を消した。(注16)

政府は、人口移動や境界を住宅開発局の街づくりのエリアと整合させる必要といった現実的な理由で説明している。

選挙区区割り検討委員会によれば、5 名のグループ選挙区の有権者数は 85,000 名から

(注14) この戦略は、1991年の総選挙で野党が4つの議席(独立後最高の議席数)を勝ち取るのに預かって力があつた。ちなみに、シンガポールでは、与党 PAP 政府の先見性、能力、高潔さを国民が信頼しているので、野党が政権の枠組みにかかわる選挙戦略(例えば過半数の議席に立候補)を採用すると、国民がやはり PAP 政府でないと困ると考えるので逆にすべての議席が PAP のものとなるからである。(過去4回の選挙で、PAP が全議席を独占したことがあつた。)

(注15) 特別委員会の作業にもいくつかの制約基準がある。その最も明白な基準は、議会によって設定される1人区の最低必要数とグループ選挙区の最大人員数である。1996年に制定された法律は、少なくとも8つの1人区がなければならないこと、グループ選挙区の最大人員数は6名と規定している。首相府(内閣官房)次官オン・コックミンを議長とするこの委員会は、過去の例に従い、1人区は平均で24,500名の有権者、上下の偏差は30%以内(32,000名から17,000名までの間)でなければならないという基準を用いることとした。これから推計すれば、6名のグループ選挙区の最大の有権者数は192,000名(32,000名×6=192,000)となる。

(注16) 1997年、この5名のグループ選挙区チャンセンでは、リー・ヨースクアン情報芸術相に率いられた与党 PAP のチームが54.8%の得票で、野党労働党の候補者グループに辛勝した。それで、与党 PAP にとって不安定な選挙区を除去しようとする PAP の2つの動きのうちの1つの動きとしてチャンセン選挙区が他のグループ選挙区に吸収されるであろうと、野党側も予見していた。

160,000名までの間が望ましい。一方、チャンセングループ選挙区は、かつて100,000強の有権者数であったが、センカン、ブンゴル（一部がチャンセン選挙区）のようなニュータウンへ人口が集中したため合計で172,474名の有権者を有する選挙区へと膨張してしまった。この事情に基づき、政府はチャンセングループ選挙区を分割し、3つの他のグループ選挙区に吸収させることに決定した。

しかしながら、チャンセングループ選挙区を分割したことは、政治的な動機によるものとして、与党 PAP に対する多くの批判を呼び起こし続けることとなった。

第2節 影響

多くの無投票当選がシンガポールの政治風景を形づくるようになったことで、現政権の与党 PAP とりわけ国民にどのような影響を与えているのかが次の関心事である。

無投票当選が多いということは、多くの PAP の新人候補者が、いわゆる「選挙の洗礼」を直接経ることなく、グループ選挙区の盾に守られて容易に議席を得ることができるということの意味する。^(注17)

無投票当選の議員達は、選挙向きか大衆を動かす能力があるかといった点をテストされずに議員になった訳で、政治家として大衆と意思疎通する機会を奪われたともいえる。

2001年の総選挙で、ゴー・チョクトン首相、リー・クアンユー上級相がともにニースンイースト1人区の PAP の候補者（この候補者は10年議席を有している現役の議員でしかも国务大臣であるにもかかわらず）に新人候補者並みの相当の肩入れをしなければならなかったという事実が、上述した見解が正当であることを裏付けるように思われる。

選挙の度に無投票当選が増加していることが、国民を政治に無関心にさせ、政治の問題よりは、むしろ自分自身の問題に没頭するような傾向を生む結果となっている。

憲法学の権威ケビン・タン博士はいみじくも次のように述べている「国民は投票がわずらわしいから投票に行けないのではなく、構造的に投票させないようにしているので投票ができないのである。国民が投票しなくなればなくなる程、ますます政治に無関心となり、シンガポールの政治過程に属しているという思いがますます薄くなるであろう。」これによって、結果として、投票は現実の世界に何の影響も与えないのだというあきらめの気持ちがはびこるようになるであろう。

(注17)) 「無投票当選は結果的に与党 PAP 及び国民のためにならない」2001年11月10日づけ地元新聞ストレートタイムズ26ページ参照

第8章 結論

国内外の景気の先行き不安の中で行われた選挙にもかかわらず、与党 PAP の予想以上に上手な選挙戦術と圧倒的な勝利は、多くのシンガポールの有権者が世界で最も有能な政権党の1つである PAP を支持しているということを証明することとなった。

この最終の選挙結果は、1955 年以降すべての選挙を経験しているベテラン政治家のリー・クアンユー上級相を驚かすに足るものであった。

リー上級相はやや控え目に60%の得票率を、ゴー・チョクトン首相は少し上の65%の得票率を予測していた。しかるに、実際はそれをはるかに上回る75%の得票率を記録した。それには、いくつかの要因が考えられる。

第1には、景気の先行き不安の中で、野党に投票するよりは能力が実証済みの現政権党に頼る方を好んで、多くの有権者が用心深く投票したからである。

第2には、PAP が様々な経歴を有する信頼できる候補者を候補者名簿に揃えたからである。

前回よりも女性候補者が増加（25名の新人候補者のうちの7名を記録）したことも、女性有権者の投票をひきつける一因となった。

PAP とは別の独立した見解を有していると思われる候補者や魅力的なマレー系の候補者が増えた。かれらは、PAP の公式見解のオウム返しとは異なる見解を聞きたいと思っていた有権者にアピールした。

第3には、野党候補者を選出した選挙区には公団住宅の立替えや公共施設の改善に優先権を与えないという戦術を PAP が再び採用したが、これが功を奏した。ちなみに、この戦術は1997年の総選挙の際に、初めて採用され、効力を発揮した。

勿論、選挙の管理運営のやり方（野党にとっては構造的な障害物となっているのだが）も PAP の地滑りの勝利に貢献している。

それは、次のようなものである。

- ・ 商業、金融の中心地区におけるランチタイムの集会の禁止（安全確保の理由から）
- ・ 選挙の供託金の引き上げ
- ・ 選挙運動期間のたった8日間への短縮
- ・ その他

これらが互いに相乗効果を発揮して、元々弱かった野党をさらに弱くした。

要約すれば、政権党は長期政権を続ける（政治的長寿を保障する）ための魔法の方式を持っているように思われる。

しかしながら、健全な政治の発展を助長するという観点に立てば、PAP のやり方は成功しているとは言えない。経済発展に力を注いだ結果、政治の発展は軽く見られてきた。そのため、次第に政治を争う場がなくなってきたようにも思える。

PAP が野党を助ける義務があるという訳ではないが、数多くの構造的な障害が、民主政治の中で長期的に効果的な役割を果たすべき野党（ただでさえ、弱いうえに不利な条件を課せられることによって）の健全育成を妨げている。^(注18)

前述したような選挙管理上の障害が、多くの選挙区での無投票当選や PAP 候補者の圧勝に見られるように、有権者の選択の機会を狭め、あるいは選択の機会そのものを奪っている。

多くのシンガポール国民は投票の権利は与えられているが、実際の投票の機会は与えられていない。

そこで、以下いくらかの改善事項を提案してみたい。

(1) 独立の選挙コミッション (an independent elections commission) の設置

政府は、選挙区の線引きが政治的意図に基づいて行われているという疑惑に答えるためにも、独立の選挙コミッションの設置を考慮する必要がある。この独立の選挙コミッションが選挙区の線引きが政治的便宜ではなく客観的な地理的条件をベースに行われることを保障することによって、より同一条件での戦いの場が確保されるからである。

この委員会は、社会の各層から構成されていることを保障するために、公務員、学会、市民社会、その他のグループから構成される。そうでないと、選挙区の線引き（見直し）が行われた際に、政治的意図が全くなく、公務員が政府（それは、なかならず PAP 政府を意味するのだが）からの指示を全く受けていないということを多くのシンガポール国民が確信できないからである。

また、選挙区の線引きの変更が行われた場合には、野党の候補者が地盤づくりができる時間的余裕があるように、従前よりも早期に発表されるべきである。^(注19)

(2) グループ選挙区の候補者数をより少なくし、1人区の数を増やすこと (smaller GRCs and more SMCs)

グループ選挙区の候補者数をより少なくし、1人区の数を増やすことによっても、より同一条件での戦いの場を増やすことができる。

2001年の総選挙において、すべての1人区で投票が行われた、というのも、1人区の方が負担が軽いし、戦いになるからであった。

グループ選挙区は国民の選挙への参加意欲をめげさせる程度にまでその規模を膨らますべきではない。

(3) より長い選挙運動期間 (a longer campaigning period)

^(注18) 法律の規定により、当選した野党の議員が3名に満たない場合は、落選した野党候補者のうち最も惜敗率の高い者を非選挙区選出議員とすることとされている。（当該野党候補者は議員就任を拒否することもできる。）

今回の選挙では、チョチュウカン選挙区（1人区）のSDA候補者の得票率が34.7%であったので、非選挙区選出議員に就任した。

^(注19) 野党シンガポール民主連合のクリストファー・ネオ氏は、投票日のたった2週間前に長年涵養してきたブキット・ゴンバック選挙区がグループ選挙区に吸収されたと知った時は、大変なショックだったと述べている。

より選挙らしい（争点のしっかりした）選挙になるように、野党や候補者が国家的論点を議論できるよう選挙運動期間をより長くすることを検討すべきである。

そうでないと、元々弱い野党が大衆に見解を知らせ、大衆に野党の存在を認識してもらう機会がなくなってしまうからである。

法定の最短の選挙運動日数の9日間に設定するのではなく、より長期化の方に設定すべきである。

ゴー・チョクトン首相は、議会でPAPとは異なる意見を得るために影の内閣（Shadow Cabinet）を組織すると示唆している。影の内閣の議員及び任命議員は特定の省庁の政策について（与党PAPの見解にとらわれず）自由に質問することが認められる。とはいえ、影の内閣が基本的にはPAPの議員で構成されていることから生じる遺伝子的制約があることは否めない。

シンガポールのこの影の内閣とは異なり、他の国々の影の内閣は、多元性を待たせるために野党のメンバーから独占的に構成されている。

国民にもっと選択の機会が与えられており、3分の1をはるかに超える有権者が投票することができていたならば、今回のPAPの圧勝ももっと輝かしいものになっていたであろうし、より国民を納得させるものになっていたであろう。

（将来、より国民を納得させる勝利をPAPが得るためにも、上記3点の提案を考慮する必要があるし、健全野党が育てば、与党議員の影の内閣という世界に例のないものをつくる必要もなくなるのだが---

参考

1 地元紙ストレートタイムズの論評—この1年を振り返って—からの抜粋

「衝撃から安定のための選挙」 チュア・リーホン論説員

「シンガポールで今年最も印象に残る日といえば、多くの国民は選挙が行われ与党 PAP が画期的な信任を得た 11 月 3 日ではなく、米国で同時多発テロ事件が発生した 9 月 11 日を思い浮かべる。この事自体が大変に示唆的である。-----

<ゆっくりと着実に>

多くの政治学者がいらいらした位に着実に、与党 PAP 政府は自分達だけが周知している選挙スケジュールに従って今年の初めから着々と総選挙に向けて手を打ってきた。

海外選挙、これは教育水準の高いインテリ層がもう何年も前から議論してきた問題なのだが、やっと、限定的とは言うものの、認められ、政府はその実施を 1 月末に発表した。

その数日後には、リー・クアニュー上級相が、大臣から次の選挙の与党新人候補者とならないかと誘われた人々に『軽く考えて断らないでほしい。というのも、PAP の中堅リーダーの更新という重要な意味合いを持つのだから。』と呼びかけた。

また、その 1 週間後には、選挙の準備のための重要な柱の 1 つである政党への献金を規制する政治献金規制法が施行された。

その後すぐに、シンク・センターとオープンシンガポール・センターが政治団体として官報で公示され、外国からの献金を受けて活動することが禁止された。

それと踵を接するように、外国のメディアが国内政治に容喙するのを防止するため、シンガポール報道法が改正され、政府はシンガポールの国内政治に関係しているとみなされた外国メディアの視聴を制限することができるようになった。

6 月になって、インターネットによる選挙運動を規制するルールが導入された。

検閲のあるサイバースペースの中で、与党は最大限そのスペースを活用する一方、候補者個人のウェブサイトは終了させられ、選挙啓発のみが残された。

このように選挙準備が進む中、政党のリーダー達は比較的クールであった。というのも、選挙は来年行われるものとばかり思い込んでいたからである。

それでも、政府与党陣営の動きに煽られ、ギアの切り替えを行った。

労働者党では、破産を理由に退陣させられたジャナラトナム氏に代わって、ハウガン選挙区選出の現職の議員ラオ・ティアキン氏が 5 月に新しい党首に選任された。

ポトンパシル選挙区選出の現職の議員チャム・シートン氏を擁するシンガポール人民党は、与党 PAP に代わりうる政権政党になることを目指して、国家統一党と連合を組み、7 月にシンガポール民主連合として登録した。

このシンガポール民主連合は、野党から、資源とアイデアを共有でき、同一の旗印で選挙を戦うことができ、少なくとも 1 つのグループ選挙区で勝利を得る可能性を増すことができる存在として捉えられた。

しかしながら、こうした一連の動きは、結果論とはなるが、余りにも遅きに失した。9 月 11 日テロリスト達がニューヨークのワールドトレードセンターを崩壊させたが、彼ら

は、シンガポールの野党陣営の将来にも重大な打撃を与えたことになる。

治安についての重大な関心を政治的チャンスにすることを決意した与党 PAP は行動を起こし、後に『速攻中の速攻選挙』として知られるようになる今回の選挙を仕掛けたのである。

<ショック療法>

それは、最も効率的な政治のショック療法であった。

景気減速が現実到来するよりも、もっと深刻にもっと迅速に、9月11日の事件によって、シンガポール国民は与党 PAP 以外にはこの国をうまく運営していける存在はないのだという現実引き戻された。

新シンガポール株式（国民を株主とみなして、国の剰余金の1部を株式の形態で国民に配当するもの。直ちに銀行で現金化することもできるし、株式のまま保有することも可能。所有住宅の部屋数に逆比例して配当したので、低所得層に手厚い配分となった。）という甘い潤滑油の効果ともあいまって、PAP になだれを打つように戻っていった。

11月3日の75%という PAP の得票率は、多くの予想をはるかに超える結果であった。

ゴー・チョクトン首相は、1998年に、次も1997年の総選挙と同程度以上の結果を出すとの目標を設定したが、それを楽々超える心地よい勝利となった。

9月11日の事件は与党 PAP の未来を明るくしたが、一方、シンガポール社会の古傷も露わにするものであった。

数ヶ月間沈静して来ていたムスリム（イスラム教徒）の問題が再び沸騰しマレー人のムスリムの中には、自分達の宗教上の微妙な感情をシンガポール政府が無視してアメリカに肩入れし過ぎていると感じるものもいた。このため、今回はゴー首相と数名の閣僚がマレー人のムスリムのコミュニティと話し合いの場を持って、彼らの感情を和らげた。（数ヶ月前には、リー上級相と数名の閣僚が同様の話し合いの場を持った。）

その時でさえ、マレー人のムスリムコミュニティの問題をより大きな国益の中で考えるという視点が微妙なバランスを支えた。（ムスリムの感情を悪化させなかった。）

選挙そのものは、従来と異なる形態ではあったが、不況等を追い払い、21世紀にこの国を正しい方向に導くことができるより強い政府ができたという点で、シンガポール国民は今回の選挙に感謝すべきなのかも知れない。

テロの脅威が日に日に強まっている世界情勢の中で、安定に向けての動きは、どのような動きでも歓迎すべきものなのだから。

附表 1

2001 年総選挙の経緯

2001 年 2 月 15 日	政治献金規制法の施行
2001 年 4 月 19 日	海外投票を行うための議会議員選挙法の改正
2001 年 8 月 31 日	選挙人名簿登録の基準日
2001 年 9 月 11 日	米国で同時多発テロ事件発生
2001 年 9 月 28 日	選挙人名簿の縦覧開始 海外選挙人の登録開始
2001 年 9 月 29 日	海外投票不実施に変更
2001 年 10 月 16 日	選挙人名簿の確定 (異議申し立て、権利回復による追加登録又は削除)
2001 年 10 月 17 日	選挙区区割りの変更の発表
2001 年 10 月 18 日	大統領による議会の解散と選挙令状の発布
2001 年 10 月 25 日	選挙公示日
2001 年 11 月 3 日	投票日

附表 2

2001 年総選挙の統計

議席数	84 議席(前回は 83 議席)
投票が行われた議席	29 議席
選挙を争った政党	PAP(29 議席)、SDA(13 議席)、SDP (11 議席)、WP(2 議席)、DPP(2 議席)、無所属(2 議席)
投票が行われた 9つの1人区	アヤラジャ、ビキティマ、チョチュウカン、ハウガン、ジョチャト、マクパーソン、ニースセントラル、ニースイースト、ポトンパシル
有権者数	2,036,923 名(前回は、1,880,560 名)
新規登録者	約 20 万名(10%)
投票選挙区の有権者	675,306 名(33%)
無投票選挙区の有権者	1,361,617 名(67%)
引退議員の数	23 名
引退議員の特徴	(1) 年齢は 42 歳から 76 歳で、平均年齢 56.9 歳 (2) 博士及び教授が 8 名 (3) 1984 年の総選挙はシンガポールの建国第 1 世代から第 2 世代のバトンタッチの選挙と言われており、今回その第 2 世代の議員が大量に引退したことにより、第 2 世代から第 3 世代への政権移譲が順調に進んでいることがうかがえる。
PAP 新人(無投票当選)	18 名
PAP 新人(投票当選)	7 名

附表 3

選挙区の状況（アルファベット順）

選挙区名	性質	有権者数	投票	勝利政党	得票率
アジュニード	5 名 GRC	125,115	--	PAP	--
アンモーキオ	6 名 GRC	166,644	--	PAP	--
アヤラジャ	1 人区	18,475	投票	PAP	89.0%
ビシャン・トアパヨ	5 名 GRC	114,621	--	PAP	--
ブキティマ	1 人区	26,951	投票	PAP	77.4%
チョチュウカン	1 人区	24,863	投票	PAP	65.3%
イーストコースト	6 名 GRC	144,012	--	PAP	--
ホランド・ブキットパンジャン	5 名 GRC	118,834	--	PAP	--
ホンカオ	5 名 GRC	129,073	投票	PAP	79.8%
ハウガン	1 人区	23,320	投票	WP	55.0%
ジャランバサル	5 名 GRC	100,268	投票	PAP	74.5%
ジョーチャット	1 人区	21,745	投票	PAP	83.5%
ジュロン	5 名 GRC	115,113	投票	PAP	79.8%
マクパーソン	1 人区	22,010	投票	PAP	83.7%
マリンパレード	6 名 GRC	140,174	--	PAP	--
ニースンセントラル	1 人区	22,974	投票	PAP	78.5%
ニースイースト	1 人区	28,465	投票	PAP	73.7%
パシイリス・プンゴル	5 名 GRC	134,151	--	PAP	--
ポトンパシル	1 人区	16,616	投票	SDA	52.40%
センバワン	6 名 GRC	166,137	--	PAP	--
タンピネス	5 名 GRC	125,432	投票	PAP	73.30%
タンジョンバガー	6 名 GRC	141,150	--	PAP	--
ウェストコースト	5 名 GRC	110,779	--	PAP	--
合 計	1 名区	9	2,036,923	PAP	82 名
	5 名 GRC	9		WP	1 名
	6 名 GRC	9		SDA	1 名

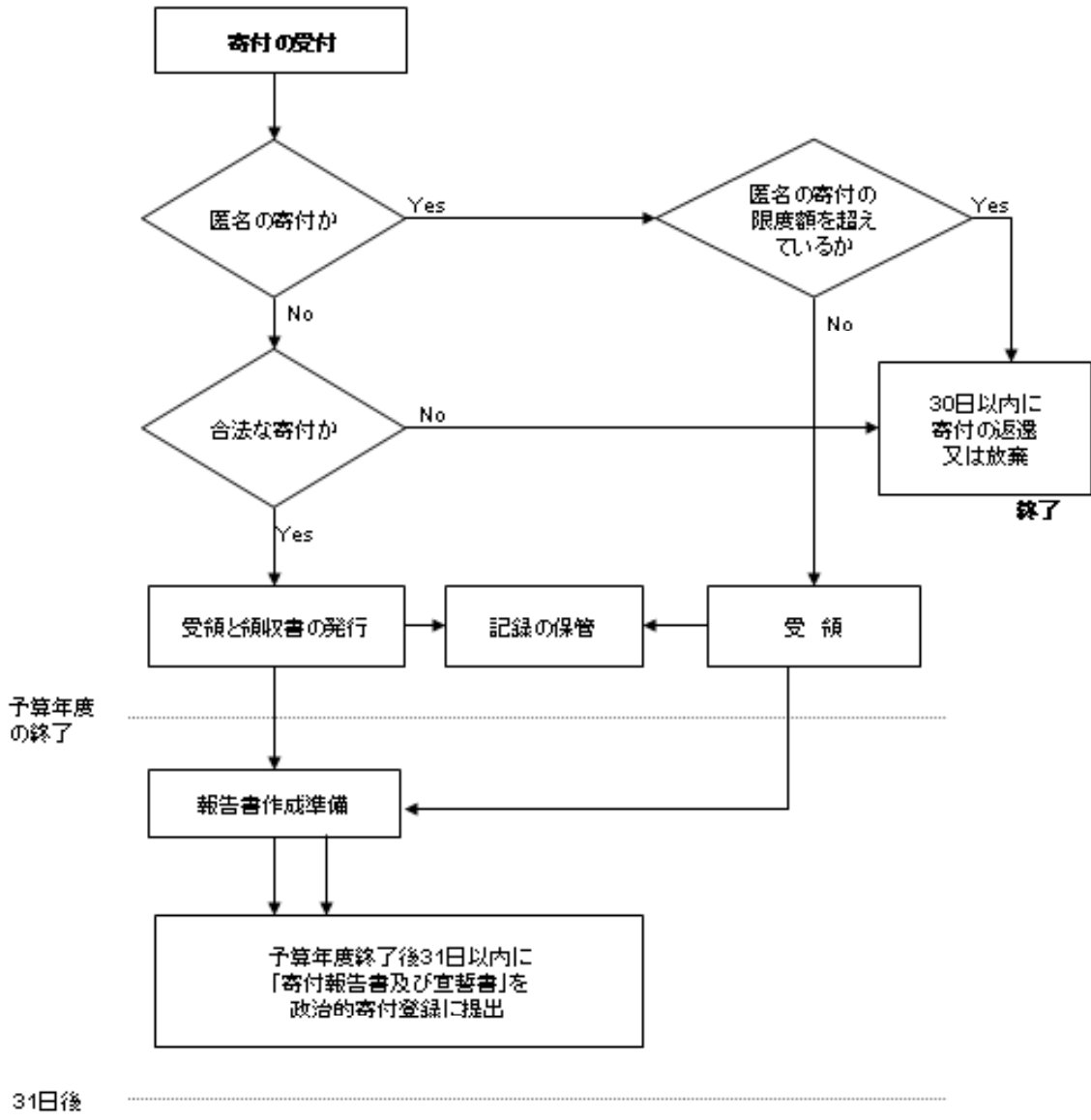
(注) GRC は、Group Representative Constituencies の略称でグループ選挙区

PAP は、People's Action Party (人民行動党)

WP は、Worker's Party (労働者等)

SDA は、Singapore Democratic Alliance (シンガポール民主連合)

政治団体の「寄付報告書及び宣誓書」早見表



あとがき

選挙運動期間中に野党の選挙集会（スタジアムや公共の草地などに住民を集め選挙演説を行うもので、事前に選挙管理官の許可が必要。聴衆が数千名集まる集会もあれば、無所属候補の集会で数名というケースもある。）を覗いてみた。留学経験者などエリート主体の与党 PAP が英語での演説が多かったのに対し、地元の中国の方言しか話せないフードセンターのおじさん、おばさんを対象にしていた野党は福建語や潮州語などで演説することが多かった。バイリンガル以上の国民が 56% となった現在もその伝統は残っていて、野党集会ではほとんどの弁士が中国標準語マンダリンで演説をする。（おもしろいことに、司会進行はすべて英語で、聴衆はそれを理解している。さらに、政府の同郷の住民を同じ地区に集めないという住宅政策が功を奏して 1 地方の方言では分からない住民が相当いるため、マンダリンの出番となる。）

近くにいた中学生のグループに、「マンダリンが分からないので、要点を英語に訳してくれないか」と頼んだら、「シンガポール国民は Kiasi（福建語でキャシーと発音し、新しい仕事に手を出して失敗するのを恐れるという意味）気質があるので、どうしても現政権の PAP にばかり投票する。野党議員が当選しないと、資金が続かなくなって次の選挙には候補者も立てられなくなるかも知れない。」としゃべっていると教えてくれた。

「この演説も含めて野党の演説はどうか」と聞いたところ、口々に “too dull” “too stupid”（アホすぎる）“boresome”（退屈至極）との答えが返ってきた。

20 年ほど前に、「そりゃ野党の演説会はおもしろいもの。ふだん聞けない PAP の悪口きいて、みんな溜飲をさげるんだよ。——でも投票するのは PAP だよ。——」（田中恭子著「シンガポールの奇跡」）といわれていた頃とは、格段の様変わりである。

というのも、PAP の基本理念と異なる考え方をもち、しかも、雄弁で魅力的な野党候補者は、本文にも記したように、名誉毀損の損害賠償で破産宣告を受け選挙に立候補することができなくなった前労働者党党首のジャナラトラム氏のように政治の舞台から退場させられているからである。

このため、逆に与党 PAP は、世界にも例のない与党議員からなる「影の内閣」を構想してみたり、学識経験者からなる任命議員の制度をつくったりと、慢心をいましめるため野党的存在を創り出そうと努めている。これが最近のシンガポールの政治状況である。

シンガポール憲法は、表現の自由を保障しているが、治安の維持、外交、民族の調和等に劣位すると規定している。そのため、本文のシェリー調査員、参考の地元紙チュア論説員の文章はともに洗練された微妙な言い回しをしている。言外のニュアンスを汲み取ってもらえるように訳に意を用いたが、意あって、力足らずの面もなきにしもで、ご寛恕を願いたい。

※ 本クレアレポートは、シンガポール事務所シェリー調査員が執筆したものを、同事務所の平谷所長が翻訳・加筆したものである。